

## 第1号議案－2

### 広島県教育委員会規則の制定及び一部改正について

広島県教育委員会規則の制定及び一部改正について、次のとおり提案します。

平成31年3月13日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

#### 1 提案の要旨

平成31年度から本県の県立学校に学校運営協議会を設置するとともに、県立学校における学校評議員制度を廃止するため、関係規則の制定及び改正を行う。

#### 2 提案の内容

- (1) 広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則  
新規制定する。
- (2) 広島県立高等学校等管理規則  
第16条の3の規定を削る。
- (3) 教育長に対する権限委任規則  
第1条第1項第5号中「附属機関」の下に「及び学校運営協議会」を加える。

#### 3 規則案

別紙のとおり

#### 4 施行期日

平成31年4月1日

広島県教育委員会規則第 号

広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように定める。

平成三十一年三月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理 恵

広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第一条 この教育委員会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の六の規定に基づき、広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が広島県立中学校、広島県立高等学校及び広島県立特別支援学校（以下これらを「学校」と総称する。）ごとに設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(委員の任命)

第二条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、十名以内とする。

2 法第四十七条の六第二項第四号に規定する教育委員会が必要と認める者は、協議会を設置する学校の校長（以下「校長」という。）のほか、次の各号のいずれかに該当する者で、教育委員会が適当と認めるものとする。

- 一 協議会を設置する学校の教職員
- 二 学識経験者
- 三 その他校長が必要と認める者

3 委員の辞任等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を任命することができる。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中の委員の交代に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 その他協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(委員の解任)

第五条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- 一 本人から辞任の申出があつた場合

一 前条の規定に違反した場合

三 その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、前項第二号又は第三号の規定により委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第六条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議を招集し、議事をつかさどる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第七条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合において、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(会議の公開)

第八条 協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(基本的な方針の承認)

第九条 法第四十七条の六第四項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 学校経営計画に関する事項

二 その他校長が必要と認める事項

(意見の申出)

第十条 協議会は、法第四十七条の六第六項又は第七項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、校長を経由して行うものとする。

2 法第四十七条の六第七項に規定する教育委員会規則で定める事項は、教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

(学校運営等に関する評価)

第十一条 協議会は、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(指導及び助言)

第十二条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(広島県立高等学校等管理規則の一部改正)

2 広島県立高等学校等管理規則(昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の三を削る。

(教育長に対する権限委任規則の一部改正)

3 教育長に対する権限委任規則(昭和三十二年広島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「附属機関」の下に「及び学校運営協議会」を加える。

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(削除)</p>	<p>(学校評議員)</p> <p>第十六条の三 学校に学校評議員を置く。</p> <p>2  学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</p> <p>3  学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。</p> <p>4  前三項に掲げるもののほか、学校評議員の設置及び運営について必要な事項は、教育長が別に定める。</p>

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものを除き、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を含む。）並びに附属機関及び学校運営協議会の委員の任免その他の人事</p> <p>六〜二十五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第一条 広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものを除き、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を含む。）並びに附属機関の委員の任免その他の人事</p> <p>六〜二十五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

## ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）

### 第四節 学校運営協議会

- 第四十七条の六 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
    - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
    - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
    - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
    - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
  - 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
  - 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
  - 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
  - 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
  - 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
  - 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
  - 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
  - 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。